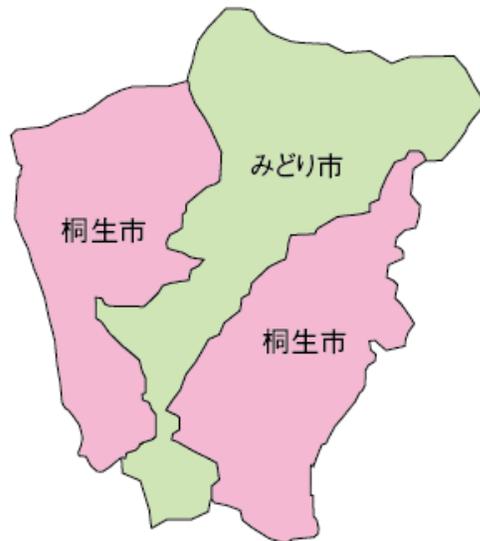


桐生・みどり新市建設研究会

研究成果報告書（ダイジェスト版）



平成 28 年 1 月 25 日
桐生・みどり新市建設研究会

目 次

- 1 桐生・みどり新市建設研究会の概要について…………… 3 ページ
- 2 桐生・みどり新市建設研究会の研究成果について…………… 4 ページ
 - (1) 合併を判断するための新市のイメージの研究成果について… 5 ページ
(各ワーキンググループの研究成果)
 - (2) 合併協議に必要な項目の研究成果について…………… 26 ページ
- 3 総括（まとめ）…………… 31 ページ

1 桐生・みどり新市建設研究会の概要について

桐生・みどり新市建設研究会とは？

⇒ 両市の合併に必要な様々な調整事項の調査及び研究を行うため、両市長からの指示を受けて、平成26年12月19日に設置された両市の副市長らで組織した事務レベルの研究会です(全5回開催)。

【組 織】

- 桐生市** 副市長、教育長、総合政策部長、
広域調整室長
- みどり市** 副市長、教育長、総務部長、
企画課長
- 事務局** 桐生市広域調整室、みどり市企画課

※研究会の下部組織として具体的な研究作業を行なう5つのワーキンググループを設置。

【研究項目】

- ① 合併に関わる問題の調査研究に関する事項
- ② 合併に関する基本的な事項
- ③ 新市建設に関する事項
- ④ 研究結果の取扱いに関する事項
- ⑤ その他合併に関し必要な事項

2 桐生・みどり新市建設研究会の研究成果について

研究会の研究成果としては、以下のとおり、大きく2つに分けられます。

(1) 合併を判断するための新市のイメージの研究成果（各ワーキンググループの研究成果）

- ①両市の行政サービスの水準（ワーキンググループ1）
- ②両市の共通する課題、地域の抱える課題の解決（ワーキンググループ2）
- ③都市経営、行政運営から見た将来像（ワーキンググループ3）
- ④両市を一体的に考えた都市デザイン（ワーキンググループ4）
- ⑤連携中枢都市圏制度に対応した地域のあり方（ワーキンググループ5）

(2) 合併協議に必要な項目の研究成果

両市長から追加で研究するよう指示のあった「本来、合併協議会で協議すべき事項」（9項目）に関する研究成果。

- ①合併の方式
- ②新市の名称
- ③事務所の位置
- ④議会議員の定数・任期
- ⑤市税（税率）の取扱い
- ⑥国民健康保険税（税率）の取扱い
- ⑦介護保険料の取扱い
- ⑧上水道事業の取扱い
- ⑨競艇事業の取扱い

(1) 合併を判断するための新市のイメージの研究成果について

【研究項目①】

両市の行政サービスの水準（ワーキンググループ1）

⇒市民生活に直結し、関心の高い行政サービスについて、サービス水準を高い方に合わせた場合に必要となる財政負担等を研究したものです。

（※全事務事業について研究したものではありません。）

【研究成果】

両市で抽出した「市民生活に直結し、関心の高い行政サービス」のうち、両市の行政サービスに差があり、かつ、調整を図る必要があるものについて、両市が一つになった場合を想定し、サービス水準の高い方に合わせた場合に必要となる追加費用を試算しました。

その結果、平成25年度決算ベースで、総額約6億9,000万円（年間）の財源が必要との試算結果を得ました。

①両市の行政サービスの水準

【抽出したサービスの追加費用の算出分類】

抽出したサービスの分類		項目数	サービス水準の調整		必要となる追加費用 (平成25年度決算ベース)
			不要	必要	
両市とも実施	サービス水準に差がないもの	42項目	42項目	0項目	0万円
	サービス水準に差があるもの	178項目	108項目	70項目	59,978万円
1市のみで実施		59項目	31項目	28項目	9,084万円
合計		279項目	181項目	98項目	69,062万円

①両市の行政サービスの水準

【抽出した主なサービス（事務事業）】

分類名	主な事務事業
①保健・福祉	医療助成 , 敬老祝金 , 保育園保育料 , 福祉タクシー , がん検診
②教育・文化	学校給食 , 幼稚園保育料 , 就学援助 , パソコン整備
③生活・環境	資源ごみ回収 , 住宅用新エネルギー補助金 , 消防団員報酬 , 交通指導員報酬
④都市基盤	バス運賃 , 浄化槽設置補助金 , 下水道使用料 , 公共物使用料
⑤産業・観光	利子補給 , 退職金共済制度補助 , 融資保証料補助 , 農業委員報酬
⑥その他	市税 , 各種証明書手数料 , 自治会・行政区運営

※ 分類区分は、大まかな傾向等把握するために、両市総合計画の体系を基本に分類したものです。

【研究項目②】

両市の共通する課題・地域の抱える課題の解決（ワーキンググループ②）

⇒ 両市が共通して直面している課題や両市それぞれが抱えている懸案事項などを抽出し、両市でその解決策と財政面の影響を研究したものです。

【研究成果】

両市が抱えている課題として抽出した93項目のうち、両市が共通して問題意識を持つ課題18項目と各市が抱えている固有の課題75項目について、その解決策と財源の必要性の可否を研究したところ、約80%の項目で解決策を実行する際に財源が必要との結果を得ました。

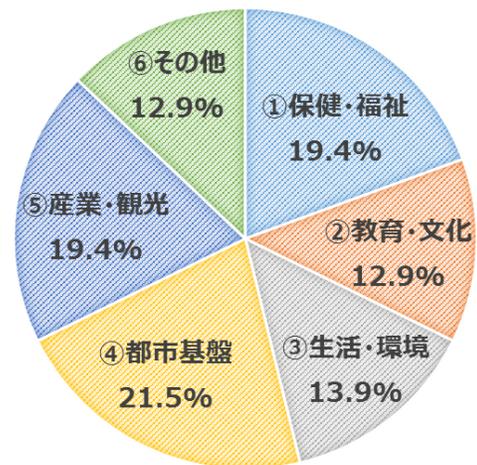
②両市の共通する課題・地域の抱える課題の解決

【抽出した課題の分類】

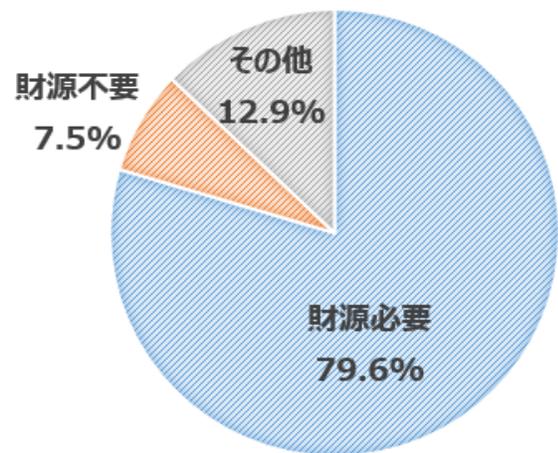
分類名	桐の生市の課題	みどり市の課題	両市の共通課題	合計
①保健・福祉	8項目	10項目	0項目	18項目
②教育・文化	3項目	4項目	5項目	12項目
③生活・環境	7項目	4項目	2項目	13項目
④都市基盤	12項目	2項目	6項目	20項目
⑤産業・観光	6項目	9項目	3項目	18項目
⑥その他	10項目	0項目	2項目	12項目
合計	46項目	29項目	18項目	93項目

※ 分類区分は、大まかな傾向等把握するために、両市総合計画の体系を基本に分類したものです。

【6分類別割合】



【財源の要否別割合】



②両市の共通する課題・地域の抱える課題の解決

【両市が抱える主な課題】

分類名	主な課題
①保健・福祉	福祉施設老朽化 , 生活保護 , 高齢者支援 , 過疎地域での保育
②教育・文化	スポーツ施設老朽化 , 伝統的建造物の管理 , 学校給食
③生活・環境	防災情報伝達システム , ごみ減量化 , 不法投棄 , 消費生活相談
④都市基盤	土地利用規制 , 空き家対策 , 道路整備計画 , 公共交通の連携
⑤産業・観光	観光施設老朽化 , 空き店舗対策 , 林業振興対策 , 有害鳥獣対策
⑥その他	市役所庁舎老朽化 , 人口減少対策 , 公共施設の管理

※ 分類区分は、大まかな傾向等把握するために、両市総合計画の体系を基本に分類したものです。

②両市の共通する課題・地域の抱える課題の解決

【主な課題と解決策の検討結果】

項目名	課題	解決策	財源の要否
市役所庁舎の老朽化	有事の際には災害対策本部が設置される庁舎の老朽化対策	両市の将来を見据えた包括的な協議など	必要
人口減少対策	少子高齢化の急速な進展と地域間の格差拡大	定住・移住の促進、結婚・出産・子育て支援制度の充実など	必要
公共交通	交通弱者の移動手段の確保と鉄道・バス等の効率的な接続	既存の公共交通を維持しつつ、バスを補完するシステムの構築など	必要
災害情報伝達	災害発生状況などを迅速かつ的確に伝達するシステムの構築など	防災ラジオの可聴エリアの拡大に向けた効率的な方法の研究など	必要
土地利用規制	非線引き都市計画区域における土地利用規制	両市の一体的な土地利用規制や立地適正化計画の検討	不要

【研究項目③】

都市経営、行政運営から見た将来像（ワーキンググループ3）

⇒ 両市が一つになった場合を想定し、人口17万人規模の都市における行財政運営などについて研究したものです。

【研究成果】

両市が一つになった場合を想定し、人口17万人規模の都市における「組織の規模」と「財政シミュレーション」について研究しました。

組織規模については、組織と職員数のスリム化を図ることにより、合併後10年間で203人削減、約75億円の削減効果が得られると試算しました。

財政シミュレーションについては、合併後10年間の新市の財政を推計した結果、現在の行政サービス水準を維持・向上させるためには、合併による人件費の削減分を充てたとしても、財政調整基金から繰入れが必要になると推計しています。

③都市経営、行政運営から見た将来像

【組織の規模】

【職員数の適正規模】

(A) 桐生・みどり	(B) 類似団体 ^{※1}	(C) 補正值 ^{※2}	(D) 適正規模 (B + C)	削減効果 (A) - (D)
1,520人	1,292人	58人	1,350人	170人

※1 平成26年地方公共団体定員管理調査より（IVの市のうち、人口15万人以上19万人未満で面積400～700km²の10市を抽出）

※2 桐生市立商業高等学校、桐生が岡動物園などの桐生市・みどり市の特性を考慮した値。

【人件費の削減効果】

(A)両市の退職者数 (見込み)	(B)新採用	削減数 (A) - (B)	削減効果額 (平成30年度から 10年間の試算額)
303人	100人	203人	約75億円

【試算時の前提条件】

- ① 平成30年度からの10年間とします。
- ② 新規採用者は平成30年度から10年間、毎年10名採用と仮定します。
- ③ 桐生市の退職者は消防職を除きます。
- ④ 削減効果額は平成26年度普通会計決算ベースで試算します。

合併後10年間（平成30～39年度）における新市の財政状況の推計結果は以下のとおりです。

【新市の財政状況の推計結果】

(単位：百万円)

種別 \ 年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
歳入	63,265	62,524	62,336	62,030	62,036	61,877	61,448	61,061	61,096	61,105
歳出	63,265	62,524	62,336	62,030	62,036	61,877	61,448	61,061	61,096	61,105
財政調整基金 年度末残高	14,726	14,939	14,628	14,263	13,839	13,499	13,460	13,538	13,487	13,263

平成30年度から10年間の新市における歳入の推計結果は以下のとおりです。

【歳入の推計結果】

(単位：百万円)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
地方税	19,013	18,917	18,821	18,667	18,574	18,481	18,332	18,242	18,151	18,005
地方交付税	14,144	13,852	13,565	13,501	13,570	13,574	13,552	13,487	13,421	13,397
国・県支出金	12,886	12,975	13,067	13,155	13,240	13,327	13,423	13,506	13,592	13,689
地方債	4,172	4,172	4,172	4,172	4,172	4,172	4,172	3,972	3,972	3,972
その他	13,125	12,683	12,786	12,610	12,555	12,398	12,044	11,929	12,035	12,117
サービス水準の高い方に 合わせた場合の影響額	△75	△75	△75	△75	△75	△75	△75	△75	△75	△75
計	63,265	62,524	62,336	62,030	62,036	61,877	61,448	61,061	61,096	61,105

平成30年度から10年間の新市における歳入は以下の条件を設定して推計しました。

【歳入の推計条件】

地 方 税	現行の制度を基準とし、今後の人口減少や地価公示価格の下落などを踏まえた微減傾向の推計
地 方 交 付 税	地方税の微減傾向による基準財政収入額を見込むとともに、平成30年度から合併後5年間の普通交付税合併算定替と平成35年度からの合併算定替終了による段階的減額を加味した微減傾向の推計
国 ・ 県 支 出 金	少子高齢化に伴う扶助費などの社会保障費の増加傾向に連動する増額分を見込むとともに、普通建設事業費、補助費及びその他経費に連動した推計
地 方 債	両市で計画している建設に必要な事業及びその他の事業に係る起債を推計するとともに、現行の地方財政制度を基に臨時財政対策債を踏まえて推計
そ の 他	地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入などについては、過去の実績や将来人口の見通しなどを踏まえて推計
サービス水準の高い方に合わせた場合の影響額	両市の行政サービスの水準に差があるものについては、サービスの水準が高い方に合わせた場合の歳入における影響額を踏まえて推計

平成30年度から10年間の新市における歳出の推計結果は以下のとおりです。

【歳出の推計結果】

(単位：百万円)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
人件費	12,220	11,985	11,970	11,927	12,077	11,927	11,970	11,820	11,884	12,034
扶助費	15,471	15,592	15,715	15,829	15,944	16,067	16,191	16,304	16,421	16,547
公債費	5,304	5,250	5,423	5,366	5,342	5,490	5,135	5,044	5,158	5,167
投資的経費	5,626	5,626	5,626	5,626	5,626	5,626	5,626	5,626	5,626	5,626
その他	24,137	23,872	23,518	23,299	23,193	23,093	22,996	22,896	22,801	22,713
合併による人員削減の影響額	△ 108	△ 281	△ 396	△ 497	△ 626	△ 806	△ 950	△ 1,109	△ 1,274	△ 1,462
サービス水準の高い方に合わせた場合の影響額	615	480	480	480	480	480	480	480	480	480
計	63,265	62,524	62,336	62,030	62,036	61,877	61,448	61,061	61,096	61,105

平成30年度から10年間の新市における**歳出**は以下の条件を設定して推計しました。

【**歳出**の推計条件】

人件費	合併に伴う特別職の減少を踏まえて推計。議会に係るものは、平成23年改正前の地方自治法第91条第2項の規定に基づく定数により算定
扶助費	平成27年度の決算見込額を基準に、少子高齢化に伴う社会保障費の増加などを踏まえた増加傾向の推計
公債費	合併前の起債に対する償還予定額と合併後の起債見込額に係る償還額を合算して推計
投資的経費	現在、両市で計画している事業費及び過去の実績などを踏まえて推計 (新庁舎建設や合併後の表示変更に関する事業費は含まず)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・物件費、維持補修費、補助費等は、過去の実績額を踏まえるとともに、合併に伴う事務事業統合による経費の減少を見込んで推計 ・繰出金は、高齢化率や将来人口の見通しなどを踏まえて推計
合併による人員削減の影響額	合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職の減少を踏まえて推計
サービス水準が高い方に合わせた場合の影響額	両市の行政サービスの水準に差があるものについては、サービスの水準が高い方に合わせた場合の歳出における影響額を踏まえて推計。投資的経費は初年度に一括計上

【研究項目④】

両市を一体的に考えた都市デザイン（ワーキンググループ4）

⇒ 両市が一つになった場合を想定し、総合的な地域づくりを検討する上で、根幹となる「都市整備方針」「教育施設（学校）」「スポーツ施設」について研究したものです。

【研究成果】

両市が一つになった場合を想定し、総合的な地域づくりを検討する上で、根幹となる要素について、以下①～③のとおり一定の方針をとりまとめました。

- ①都市整備方針 ：「土地利用方針」「道路網計画」
- ②教育施設（学校） ：「小規模校の教育に関する今後の方針」「市境の学校区」
- ③スポーツ施設 ：「拠点スポーツエリアに関する整備方針」

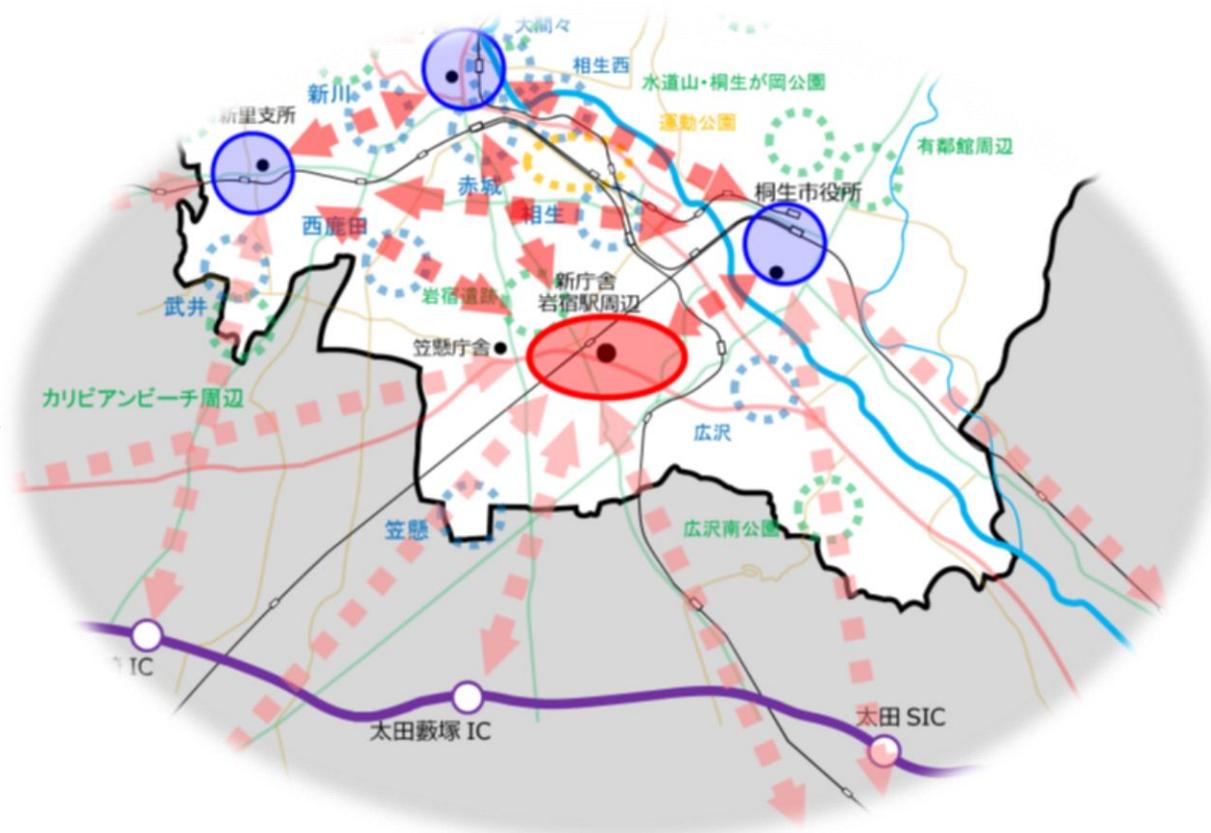
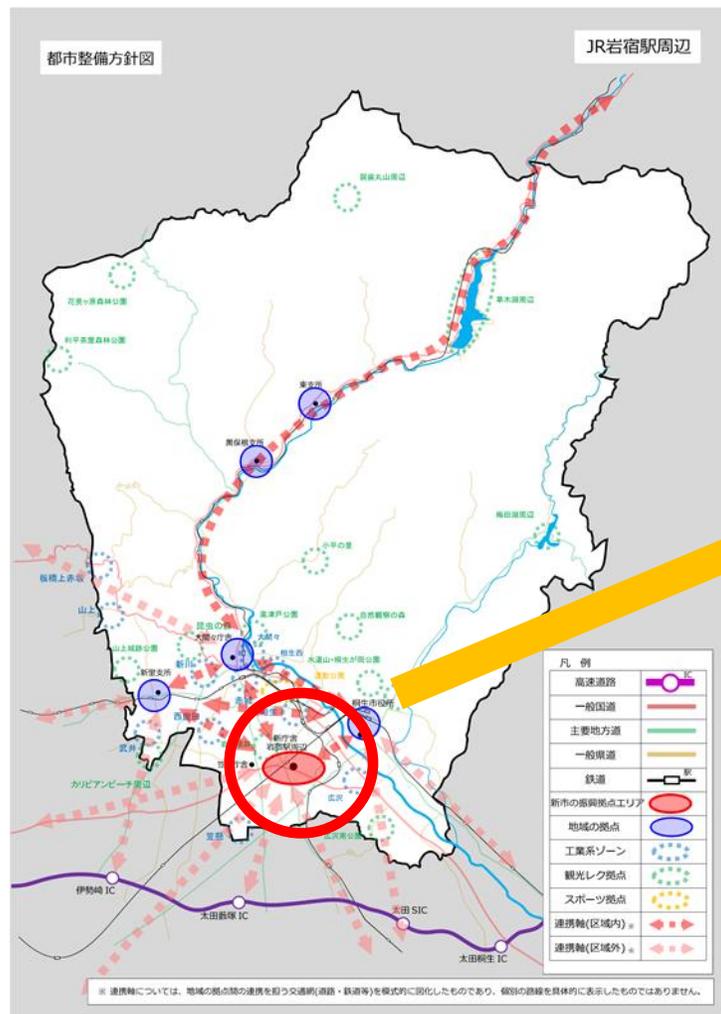
【土地利用方針】

合併後、急激な変更はせず、時期に応じた段階的な土地利用規制を導入します。

【土地利用規制の段階的な導入方針】

	桐生都市計画区域	新里 及び みどり都市計画区域
概ね 3 ～ 5 年後	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の作成 都市機能誘導区域、居住誘導区域の指定 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域を統合し、新たな非線引き都市計画区域の設定 土地利用規制導入の検討に着手
概ね 5 ～ 10 年後	—	<ul style="list-style-type: none"> 非線引き都市計画区域全体を対象とした土地利用規制の導入
概ね 10 年後以降	<ul style="list-style-type: none"> 将来を見据えた一体的な土地利用の見直し 	

新庁舎を“ JR岩宿駅周辺（みどり市） ”とした場合の都市整備方針図

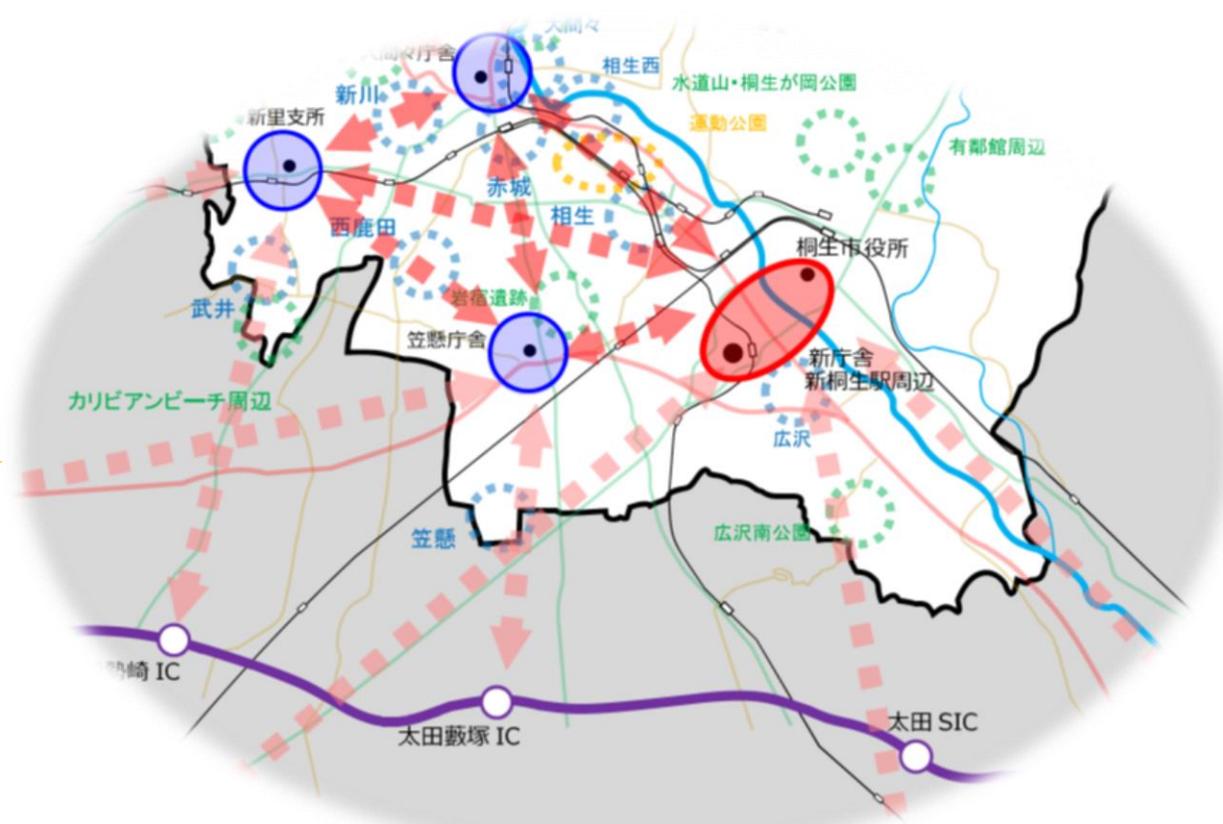
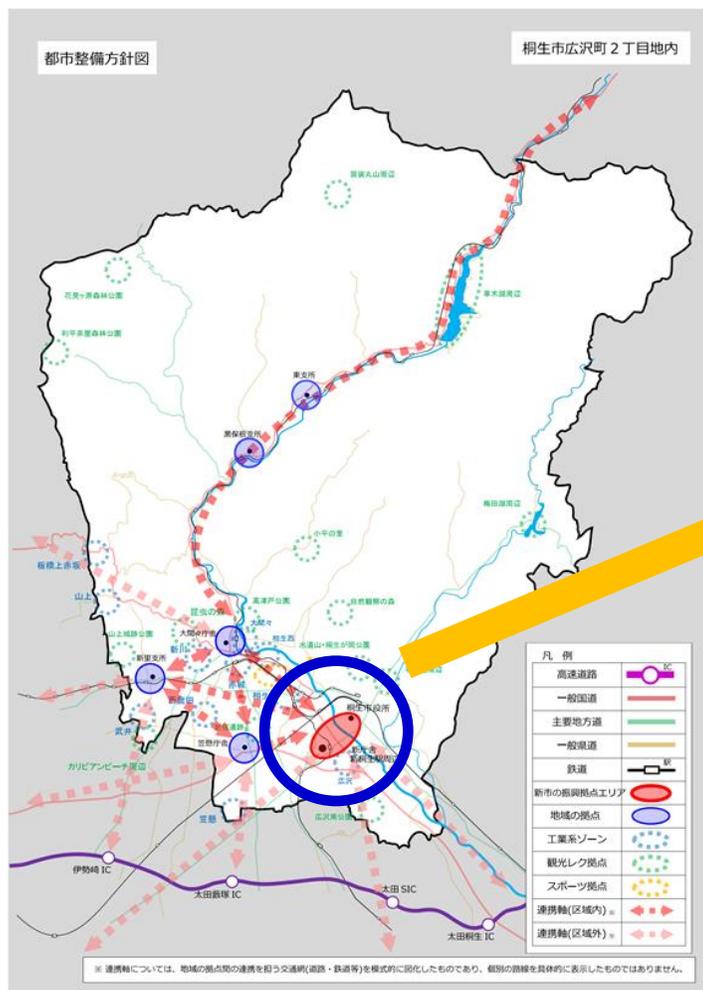


【新庁舎周辺の拡大図】

④両市を一体的に考えた都市デザイン

【都市整備方針】

新庁舎を“桐生市広沢町二丁目地内”とした場合の都市整備方針図



【新庁舎周辺の拡大図】

【教育施設(学校)に関する方針】

①市境における学校区

- ・共通学区の設置など地域の要望を踏まえた対策を検討します。

②小規模校の教育

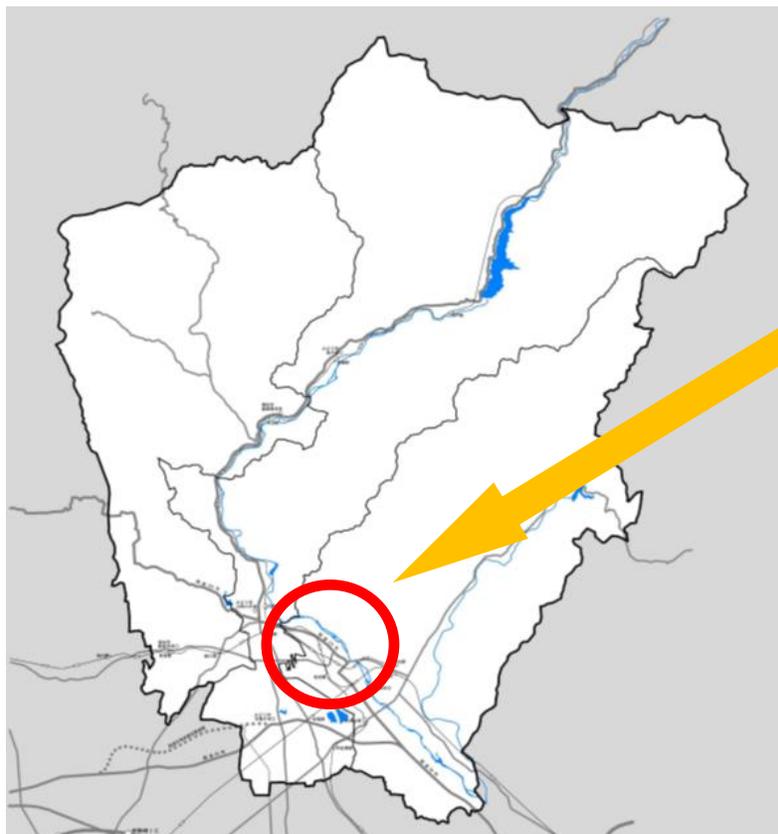
- ・小・中連携を一層推進します（小・中学校の兼務教員による乗り入れ授業等）。
- ・一貫教育校を検討します（小・中学校が一体となって指導できる体制の構築等）。

③学校の適正配置

- ・合併が実現した際に、学校ごとの生徒数、地域の意見なども踏まえて検討します。

桐生市相生町にある運動公園、みどり市大間々町にある大間々グラウンドを中心に両市の拠点スポーツエリアとして整備することを検討します。

【両市の拠点スポーツエリア候補地】



【 拠点スポーツ施設の候補地及び選定理由 】

①拠点スポーツ施設の候補地

・桐生市相生町の運動公園、みどり市大間々町の大間々グラウンドを中心に両市の拠点スポーツエリアとして整備。

※すべてのスポーツ施設を拠点スポーツエリア内で完結させることは難しいため、既存のスポーツ施設も有効活用します。

②選定理由

- ・両市の市民が以前から多数利用
- ・利便性の高い交通アクセス

【研究項目⑤】

連携中枢都市圏制度に対応した地域のあり方（ワーキンググループ5）

⇒ 地域間連携の一つの手段である「連携中枢都市圏制度」の現状把握などを行うことにより、合併後、東毛地域における先導的な地位を確立し、両市が将来にわたって輝きを放つ地域であり続けるために、本制度について研究したものです。

【研究成果】

地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する場合には、桐生厚生総合病院の周産期医療の分野など広域圏単位でも強みとなり得る部分を一層充実させると同時に、安心して子育てできる環境整備に努め、地域の特性や優位性を維持・強化することが必要不可欠です。

(2) 合併協議に必要な項目の研究成果について

1 合併の方式

市と市との合併であり、対等な立場で新市のまちづくりを進めていく観点から「編入合併」よりも「**新設合併**」が望ましい。

2 新市の名称

新市の名称については、桐生・みどり地域の認知度、歴史的背景、市民の意向を十分に考慮した上で、以下のいずれかの方法とすることが望ましい。

- ・**現在の両市名も可とした公募あるいはアンケートの実施（公募等）**
- ・**現在の両市名を不可とした新しい名称を公募し地域自治区として桐生区・みどり区を設定（公募）**

3 事務所の位置

事務所の位置については、以下のいずれかの場所が望ましい。

J R 岩宿駅周辺



【選定理由】

- ① 将来的に人口増加が見込まれる地域
- ② J R 岩宿駅や国道 50 号などの良好なアクセス性

桐生市広沢町二丁目地内 (新桐生駅に隣接する既存ビル)



【選定理由】

- ① 既存施設の活用による建設経費の大幅な縮減
- ② 新桐生駅との良好なアクセス性

4 議員の定数・任期

議会議員の**定数**については、両市の議会の協議により決定することになりますが、改正前の地方自治法第91条第2項第7号を参考とし、「**34人の範囲内**」を目安としました。

平成23年8月、議員定数の上限そのものが撤廃され、法定数の規定がなくなっています。

議会議員の**任期**については、両市の議会の協議により決定することになりますが、市町村の合併に関する法律第9条に基づき「**2年の範囲内で在任特例を設定する**」としました。

5 市税（税率）の取扱い

研 究 成 果		
個人市民税	均 等 割	税率に差がないため、 現行のまま 新市に引き継ぎます。
	所 得 割	税率に差がないため、 現行のまま 新市に引き継ぎます。
法人市民税	均 等 割	税率に差が生じているため、 合併時まで調整 します。 ※税率を統一する際には、必要に応じて不均一課税（激変緩和措置）の適用を検討します。
	法人税割	税率に差がないため、 現行のまま 新市に引き継ぎます。
固定資産税	税率に差がないため、 現行のまま 新市に引き継ぎます。 ※農地に係る固定資産税の取扱い（税額の算出方法等）は現行のまま変わりません。	
都市計画税	現行のまま 新市に引き継ぎます。 ※都市計画税の課税対象区域は現行のまま変わりません。 ※新市において土地利用規制の見直しが行われた場合は、都市計画税の取扱いについても必要な調整を行います。	
軽自動車税	税率に差がないため、 現行のまま 新市に引き継ぎます。	

その他の項目は以下のとおりです。

研究項目	研究成果
<p>6 国民健康保険税(税率)の取扱い</p>	<p>税率に差が生じているため、合併時まで調整します。</p> <p>※税率を統一する際には、必要に応じて不均一課税（激変緩和措置）の適用を検討します。</p>
<p>7 介護保険料の取扱い</p>	<p>保険料に差が生じているため、合併後に策定する最初の介護保険事業計画から統一保険料とします。</p> <p>※介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画におけるサービスの利用見込量に応じて設定されます。</p>
<p>8 上水道事業の取扱い</p>	<p>平成28年4月から、みどり市は群馬東部水道企業団へ移行するため、合併後も当面は企業団と新市の各々で水道事業を運営します。</p> <p>※当面は、それぞれの事業運営を優先し、双方の事業が安定的に運営される中で、新市の事業形態について検討します。</p>
<p>9 競艇事業の取扱い</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぎます。</p> <p>※桐生市は、平成16年3月31日付で競艇事業を廃止していますが、現在の競艇事業の経営改善、運営状況等から現行のまま新市に引き継ぎます。</p>

3 総括（まとめ）

研究成果の考察 I

【行財政運営】

・今後、新市においては、人口減少や少子高齢化の進行に伴う歳入の減少に加え、公共施設の老朽化に伴う大規模改修や建替えなどの課題等により歳出の増加が考えられ、厳しい行財政運営を迫られることが予想されます。

・このような状況下において、新市における合併後10年間の財政シミュレーションを検討したところ、歳入が減少傾向にある中、行政サービス水準の維持・向上のためには10年間で約57億円の追加財源が必要であり、合併による事業・組織の効率化に伴う人件費の削減で約75億円の縮減が見込まれますが、両市の抱える課題の解決、新庁舎の建設等多くの財源が必要であることも加味すると、財政面で大きな負担を伴う可能性が高く、今後は、事業の優先度等十分考慮しながら、市民の利便性を確保しつつ、慎重な財政運営を進める必要があります。

研究成果の考察 II

【まちづくり】

・まちづくりの方向性については、合併後の急激な変更を避けた段階的な土地利用規制の導入を図りながら、既存のまちのまとまりや整備済みの都市基盤を最大限活用し、都市・地域の拠点への積極的な人口誘導や都市基盤の集約を行うことに加え、都市・地域拠点間の連携を強化する交通軸を整備することにより、市民が安心して生活でき、地域の活力を維持できるまちづくりを進めます。また、拠点スポーツ施設の整備やよりよい教育環境の構築など、両市が一体となってまちづくりを進めることにより、一層市民の利便性を向上し、本地域の魅力の向上につなげていけるものと考えます。

・両市が将来にわたり輝きを放つ地域であり続けるためには、人口減少を始めとした山積する課題の解決を図ることが必要不可欠です。両市が合併した場合でも17万人規模の都市ではありますが、桐生・みどり地域には、先人が築き上げてきた歴史や文化、教育等の特徴があり、特に、桐生厚生総合病院の周産期医療の分野は、広域圏単位であっても大きな強みといえることから、教育環境の整備や子育て支援などと併せることで、子どもを安心して生み育てられる地域となることができ、将来にわたり輝きを放つ地域であり続けられるものと考えます。

- ・本研究会で提示した案については、あくまでも事務レベルでの研究結果であり、外部機関との調整も一切行っていないため、実際に合併協議会で議論される場合には、改めて多角的な検討がなされるべきものです。
- ・桐生・みどり新市建設研究会の目的は、合併に必要な様々な調整事項を調査・研究することであり、市民の皆さんの関心ごとや生活に密着した内容を中心に、両市が一つになった場合のイメージをお伝えし、市民の皆さんに両地域の将来について考えていただくことです。
- ・人口減少問題を始めとした山積する課題の解決を図るためには、一自治体における対策だけでは限界があり、他の自治体との連携は必要不可欠です。通勤・通学圏、医療圏及び商圈など一つの生活圏を形成している両市が、将来にわたって持続可能なまちとして発展していくためには、合併やより緊密な地域間の連携が大変重要であるという考えに至りました。